

加盟店募集説明会のご案内

あなただけの
参加
しませんか？



地域共通 クーポン券

Go To トラベル キャンペーン

《GoToトラベル事業概要》

Go To トラベル事業は、多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとする官民一体型の地域活性化、需要喚起を目的とした事業です。

《地域共通クーポン概要》

地域共通クーポンは、旅行者が旅行期間中に限り旅行先の土産物店等で使用できる金券として、地域の土産物店、飲食店、観光施設など幅広い業種を対象とし、全国で広くあまねく利用できる地域共通クーポンとなっております。各店舗でお客様が商品券を使用して買い物やサービスを受けるためには、加盟をご希望される店舗ごとに事前の加盟店登録申込が必要となります。

加盟店募集開始：令和2年8月●日（未定）～

取扱期間

令和2年9月●日（未定）～令和3年1月31日

対象店舗

全国における土産物店・飲食店・観光施設・交通機関など

説明会

全国47都道府県別に開催

申込方法

『GoToトラベル』ホームページ内特設申込サイト

地域共通クーポン 概要

クーポン券名称	「GoToトラベル地域共通クーポン券」(仮称)
配布期間	令和2年9月●日～令和3年1月31日
有効期間	日帰り旅行は当日限り 宿泊旅行はチェックイン日とその翌日 ただし、令和2年9月1日～令和3年2月1日の期間に限る。
発行額	旅行代金の半額(1,000円単位四捨五入)の3割(1000円単位四捨五入)相当 ただし、旅行代金の半額は、日帰り旅行は一人当たり10,000円、宿泊旅行は1泊一人当たり20,000円が上限
発行券面	1,000円
加盟店及び利用可能エリア	GoToトラベル地域共通クーポン券加盟店 宿泊旅行で配布された地域共通クーポン券は宿泊施設の隣県 ^{注1} での利用に限る 注1：隣県とはGoToトラベル事務局にて設定したエリアのこと
利用可能な店舗の業種	宿泊、飲食、小売、交通機関、レンタカー、レンタサイクル、体験型アクティビティ、マリンスポーツ、文化施設 等
配布方法	旅行会社・宿泊施設にて配布

加盟店登録の流れ

●月●日～	加盟店登録受付開始
	※チェーン展開のお店は店舗ごとの登録が必要です
8月以降随時開始	加盟店向け説明会開始
	※各都道府県別で開催のため詳細はホームページをご確認ください
●月●日～	加盟店向け取扱説明等 配布
●月●日～	使用開始
	※商品券の換金方法は別途ご案内致します

加盟店舗の参加条件・取り扱うことができない商品

■加盟店登録条件

1. 応募企業の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。
反社会勢力との関係を有しないこと。

また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。

2. 応募企業は、法令順守上の問題を抱えていないこと。

3. 応募企業は、中央省庁・自治体等から補助金指定停止措置または指名停止措置が講じられていないこと。

4. 応募企業の事業が、以下のいずれにも合致しないこと。

※公序良俗に反する事業

※公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

(昭和23年法律第121号)第2条において規定される各営業を含む)

■共通クーポンの利用対象外とするもの

・旅行先での滞在期間中に旅行に伴って地域経済に新たな消費を生み出すものではないもの。

・風営法第2条第1項第4号及び第5号(遊技場営業)並びに同条第5項(性風俗特殊関連営業)に規定する営業を営む店舗で取り扱うもの。
(地域共通クーポン利用可能店舗の登録対象外)

・国又は地方公共団体に支払われる費用

※所得税、住民税、固定資産税、自動車税等、社会保険料、宝くじ、公営ギャンブル等

・NHK放送受信料、不動産賃料(特区民泊等を除く)、駐車場の月極・定期利用

・保険商品(生命保険、火災保険、自動車保険等)

・光熱水費、電話料金等

・換金性の高いもの(金券、プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等)、金融商品(預貯金(振込を含む)、株式、投資信託、社債、公債等)、現金等との交換(地域共通クーポンの売却等)

加盟店向け説明会申込方法

旅で日本を元気にしよう。

GoTo
トラベル
GO TO TRAVEL

事業者向け申請サイト

お知らせ 事業概要 申請 よくある質問

News
お知らせ

TOP お知らせ 事業概要

2020.07.31 **NEW** 割引販売における還付手続きについて

2020.07.31 **NEW** 「GoTo トラベルのご利用に当たっての遵守事項」周知徹底・配布・提出のお願い

2020.07.27 **NEW** 各事業者のコロナウイルス感染防止対策について

2020.07.27 **NEW** 当面のキャンセル料の取扱いについて

2020.07.27 **NEW** Go To トラベル事業対象地域に関する当面の取扱い方針について（東京都）

[お知らせ一覧 >](#)

各事業者情報登録承認リストはこちら
(2020.08.02 18:00時点)

[旅行者一覧 >](#) [宿泊事業者一覧 >](#) [第三者機関一覧 >](#)

[エクセルのダウンロードはこちら](#)

Go To トラベル事業
旅行・宿泊事業者向け
説明会開催のご案内
[詳しくはこちら >](#)

Go To トラベル事業
地域共通クーポン取扱店向
け説明会開催のご案内
[詳しくはこちら >](#)

コールセンター電話番号

●一般消費者向け

Go To トラベル事業 旅行者コールセンター

(10:00～19:00／年中無休)

0570-002442

(10:00～17:00／土日祝・年末年始休み)

03-3548-0520

●事業者向け

Go To トラベル事業 事業者コールセンター

(10:00～19:00／年中無休)

0570-017345

(10:00～17:00／土日祝・年末年始休み)

03-3548-0525

地域共通クーポン制度説明会（兵庫県エリア）

日付	時間	住所	会場
2020/8/17	10:30-12:30	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/17	15:00-17:00	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/18	10:30-12:30	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/18	15:00-17:00	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/19	10:30-12:30	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/19	15:00-17:00	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/21	10:30-12:30	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/21	15:00-17:00	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/25	10:30-12:30	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/25	15:00-17:00	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/27	10:30-12:30	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/27	15:00-17:00	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-5	ホテルクラウンパレス神戸
2020/8/28	時間未定 (WEB掲載未)	詳細は後日申請サイトにて掲載予定	姫路地区（予定）
2020/8/28	時間未定 (WEB掲載未)	詳細は後日申請サイトにて掲載予定	豊岡地区（予定）
2020/9/01	時間未定 (WEB掲載未)	詳細は後日申請サイトにて掲載予定	明石地区（予定）
2020/9/04	時間未定 (WEB掲載未)	詳細は後日申請サイトにて掲載予定	西宮地区（予定）

8月13日現在

説明会のお申込みはこちらからお願いします
『Go To トラベル事業者向け申請サイト』

https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon_briefing_form/